

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	公営住宅法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>本巢市は、公営住宅法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
本巢市長

公表日
令和8年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅法に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法に基づき、市が管理する公営住宅の入居申込、収入申告、同居承認、入居承継といった各種申請の受付事務 公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ③家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ④入居の申込の受理、審査又は申込に対する応答 ⑤同居しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑥入居承継しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑦明渡しの請求 ⑧明渡し請求の期限の延長の申出に対する応答 ⑨住宅に入居することができるようにするためのあつせん</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	公営住宅管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部都市計画課
②所属長の役職名	都市建設部都市計画課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巢市 都市建設部 都市計画課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7758
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巢市 都市建設部 都市計画課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7758
9. 規則第9条第2項の適用	
[ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び「本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」の遵守。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: left;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	「本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び「本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」の遵守。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	岩田 泰	大橋 政夫	事後	
平成28年9月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	産業建設部都市計画課参事兼課長	課長	事後	
平成29年4月1日	II-1-評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
平成29年5月31日	II-1-いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年5月31日	II-2-いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	公営住宅法に基づき、市が管理する公営住宅の入居時の手続きで入居審査、連帯保証人の証明、同居人の異動等の各種申請時に個人情報として、住民票・納税証明・所得課税証明書等の提出を求めている。	公営住宅法に基づき、市が管理する公営住宅の入居申込、収入申告、同居承認、入居承継といった各種申請の受付事務を行っている。	事後	
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	③敷金の徴収	削除	事後	
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答	③家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答	事後	
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	⑤入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答	④入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答	事後	
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	⑥同居しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答	⑤同居しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答	事後	
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	追加	⑥入居承継しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答	事後	
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	⑧家賃の決定又は金銭の徴収	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	⑨明け渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答	⑧明け渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答	事後	
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	⑩住宅に入居することができるようにするためのあっせん	⑨住宅に入居することができるようにするための斡旋	事後	
平成30年6月1日	I-1-② 事務の概要	⑪収入状況の報告の請求	削除	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年5月2日	II-1いつの時点の係数か	令和1年5月28日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和2年5月2日	II-2いつの時点の係数か	令和1年5月28日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和2年5月2日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市 産業建設部 都市計画課 〒501-0493 岐阜県本巢市三橋1101番地6 058-323-7758	事後	
令和2年5月2日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市 産業建設部 都市計画課 〒501-0493 岐阜県本巢市三橋1101番地6 058-323-7758	事後	
令和4年6月22日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番31	番号法第19条第8号、別表第二項番31	事後	
令和5年7月24日	I-5-② 所属長の役職名	産業建設部都市計画課参事兼課長	産業建設部都市計画課長	事後	
令和6年8月9日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-①部署	産業建設部都市計画課	都市建設部都市計画課	事後	
令和6年8月9日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	産業建設部都市計画課長	都市建設部都市計画課	事後	
令和6年8月9日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巢市 産業建設部 都市計画課 〒501-0493 岐阜県本巢市三橋1101番地6 058-323-7758	本巢市 都市建設部 都市計画課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7758	事後	
令和6年8月9日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市 産業建設部 都市計画課 〒501-0493 岐阜県本巢市三橋1101番地6 058-323-7758	本巢市 都市建設部 都市計画課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7758	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番19	番号法第9条第1項、別表27の項	事後	
令和7年3月27日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番31	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	
令和8年3月27日	II-1.いつ時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和8年2月28日時点	事後	
令和8年3月27日	II-2.いつ時点の計数か	令和7年2月28日時点	令和8年2月28日時点	事後	